

議題「喜多方・裏磐梯線の初乗り運賃改定（案）の取消について」

7月28日開催の喜多方市地域公共交通会議において、「喜多方・裏磐梯線の初乗り運賃の改定（案）」についてご承認をいただいたところですが、下記理由により10月1日からの初乗り運賃改定が困難であることが判明したため、改定（案）を取消したい（協議前の運賃に戻す）。

【取消理由】

- ・ 磐梯東都バスが9月30日をもって猪苗代町、北塩原村内の路線バス事業を撤退（廃止）し、10月1日以降の運行は会津乗合自動車で事業継続することとなった。
- ・ 10月から運行に必要な営業所、車庫、車両等を磐梯東都バスより引き継ぎ、路線バスの運賃も、磐梯東都バスがこれまで設定していた運賃を基準とし、初乗り運賃のみ会津バス基準の180円（磐梯東都バスは170円）に変更予定をしていた。
- ・ 磐梯東都バス所有の運賃データ管理機器等もそのまま引き継ぎ、初乗り180円運賃を改めて設定する予定であったが、運賃改定するための機器類に不具合が生じ、新たな設定をすることが困難となる。
- ・ 新しい機材を購入しデータ変更等の修正も可能であるが、10月1日の開始には間に合わないことが確認された。
- ・ よって、猪苗代町、北塩原村を運行する路線、運賃の変更に伴い、北塩原村内で重複する「喜多方・裏磐梯線」の一部区間の初乗り運賃を180円に見直すことに支障が出たため、現在の170円に変更する。

上記に記載のとおり、現時点では機器類更新のリスクが非常に高く、10月1日の改定に間に合わないことから、これまでの運賃を当面適用し、現在の磐梯東都バスの所有機材をそのまま活用する。

なお、初乗り運賃については、令和6年3月予定のIC、キャッシュレス決済機器導入・サービス開始のタイミングで、180円に改定したいと考えております。